

公有財産売払い案内書

一般競争入札実施要領

【土地】 R 5-1

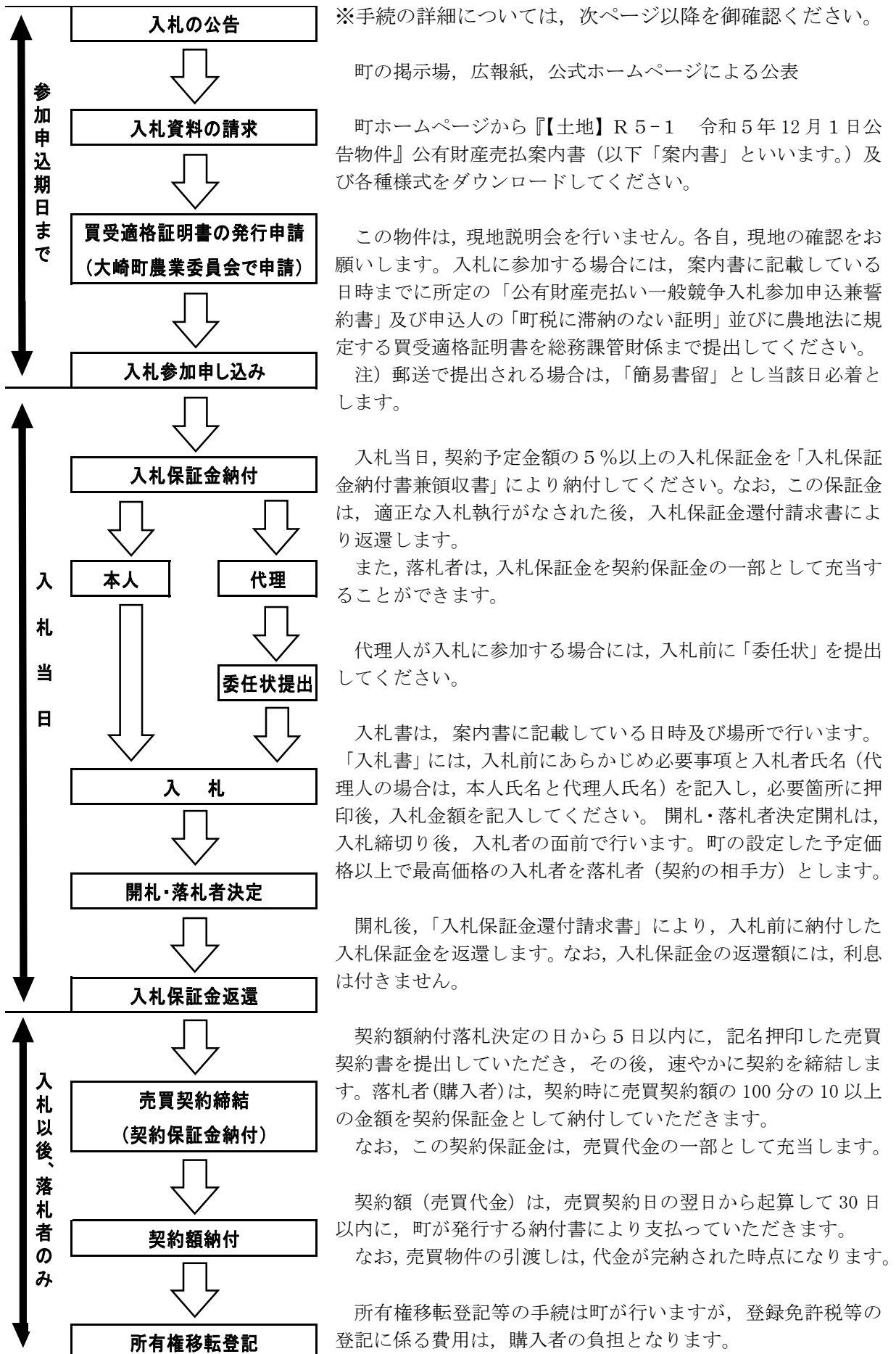
令和5年12月1日公告物件

大崎町総務課 管財係

目 次

I	公有財産売払いにおける一般競争入札の手続きの流れ	1 ページ
II	公有財産売払い一般競争入札実施要領	2～4 ページ
	○入札に付する物件，予定価格及び日程等	
	○入札参加資格	
	○入札の参加方法 ○ 現地説明会	
	○入札の無効	
	○入札日の持参品	
	○落札者の決定方法	
	○契約書案の提出	
	○契約保証金	
	○売買代金の支払方法	
	○所有権の移転	
	○用途の制限等	
	○問合せ先及入札契約に関する事務を担当する部署	
III	物件調書・案内図・現況写真等	5～7 ページ
IV	入札に係る留意事項	8 ページ
	【様式 1】 公有財産売払い一般競争入札参加申込兼誓約書	9 ページ
	【様式 2】 委任状	10 ページ
	【様式 3】 入札保証金納付書・還付請求書兼領収書	11 ページ
	(大崎町契約規則第 4 条第 1 号様式)	
	【様式 4-1】 入札書 (本人入札用)	12 ページ
	(大崎町契約規則第 12 条，第 27 条第 3 号様式)	
	【様式 4-2】 入札書 (代理入札用)	13 ページ
	(大崎町契約規則第 12 条，第 27 条第 3 号様式)	
	【様式 5】 入札書封筒記載例	14 ページ

I 公有財産売払いにおける一般競争入札の流れ



II 公有財産売払い一般競争入札実施要領

1 入札に付する物件、予定価格及び日程等

物件

物件	所在地	財産区分	地目	地積	予定価格	備考
R5-1	・大崎町永吉馬場園 2675-1 ・大崎町永吉馬場園 2673-1 ・大崎町永吉馬場園 2675-2 ・大崎町永吉馬場園 2675-3	土地	畑	3,600.00 m ²	201,600 円	現況渡し

※ 入札に参加する際は、契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金が必要となります。

入札までの日程

入札参加申込期限：書類持参 令和 6 年 2 月 28 日（水）午後 5 時

書類郵送 令和 6 年 2 月 28 日（水）午後 5 時必着

入札・開札 日時：令和 6 年 3 月 1 日（金）午前 10 時（受付午前 9 時 30 分から）

場所：大崎町役場 庁舎 2 階 応接室

2 入札参加資格

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に規定する買受適格証明書を受けられる者であって、次に掲げる事項に該当しない者であれば、個人、法人又は共有名義を問わず、どなたでも入札に参加できます。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後、2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者

イ 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便益を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団又は維持 運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の参加方法

入札に参加するには、「公有財産売払い一般競争入札参加申込兼誓約書」に必要事項を記入の上、申込人の町税に滞納のない証明書及び買受適格証明書を添えて、入札参加申込期限までに申込みしてください。

なお、郵便申込みの場合は、簡易書留で指定された日時までに必着のものを受け付けます。

4 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) 予定価格（最低売却価格）を公告した入札においては、予定価格に達していない入札
- (10) 送付、電報又は電送の方法による入札

5 入札日の持参品

- (1) 身分証明書
個人や代理人の場合は運転免許証等の顔写真付きのもの、法人の場合は法人登記事項証明書を持参してください。
- (2) 印鑑
入札書に押印するため、入札参加申込者の印鑑（認め印でも可能）を持参すること。ただし、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑（委任状の代理人（受任者）欄に押印したものと同一印鑑）を持参してください。
- (3) 委任状
入札参加申込者本人が（共有の場合は共有者全員）が入札に参加する場合は不要ですが、本人ではなく代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状を提出してください。
- (4) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、実施要領に定める方法により、入札当日の入札執行前に、入札保証金を納付してください。なお、落札しなかった者の入札保証金は、入札終了後「入札保証金還付請求書」と引換えに還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付します。入札保証金の還付には、利息は付きません。
- (5) 収入印紙
入札者が法人又は個人名で営業している場合、入札保証金を還付する領収書1枚につき200円の収入印紙が必要です。ただし、非課税法人や個人の場合には必要ありません。
- (6) 筆記用具
黒のボールペン又は万年筆

6 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札者の面前で行います。

(2) 有効な入札書を提出した者で、町が示した予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。ただし、落札となる価格で入札した者が2人以上いるときは、くじ引きによって落札者を決定します。

7 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、担当課へ記名押印（印鑑登録された印鑑）した契約書案を2通提出しなければなりません。なお、その際、印鑑登録証明書を併せて提出すること。1通（町が保有する分）には、契約金額に応じた収入印紙を貼付すること。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定した日までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。契約保証金には、入札前に納付した入札保証金を充当することができます。なお、この契約保証金は、売買代金の一部として充当します。

9 売買代金の支払方法

売買代金は、売買契約締結日から起算して30日以内に、町が発行する納入通知書により納付してください。なお、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合は、契約保証金は、町に帰属されることとなり、返還されません。

10 所有権の移転

売買代金が納付された時に所有権移転があったものとし、物件を引渡します。現状のまま引渡しますので、必ず事前に現地の確認を行ってください。契約締結及び契約履行のほか、登記に必要な費用は、落札者（買受人）の負担となります。なお、所有権の移転登記は、物件の引渡し終了後、町において行います。

11 用途の制限等

売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所、その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

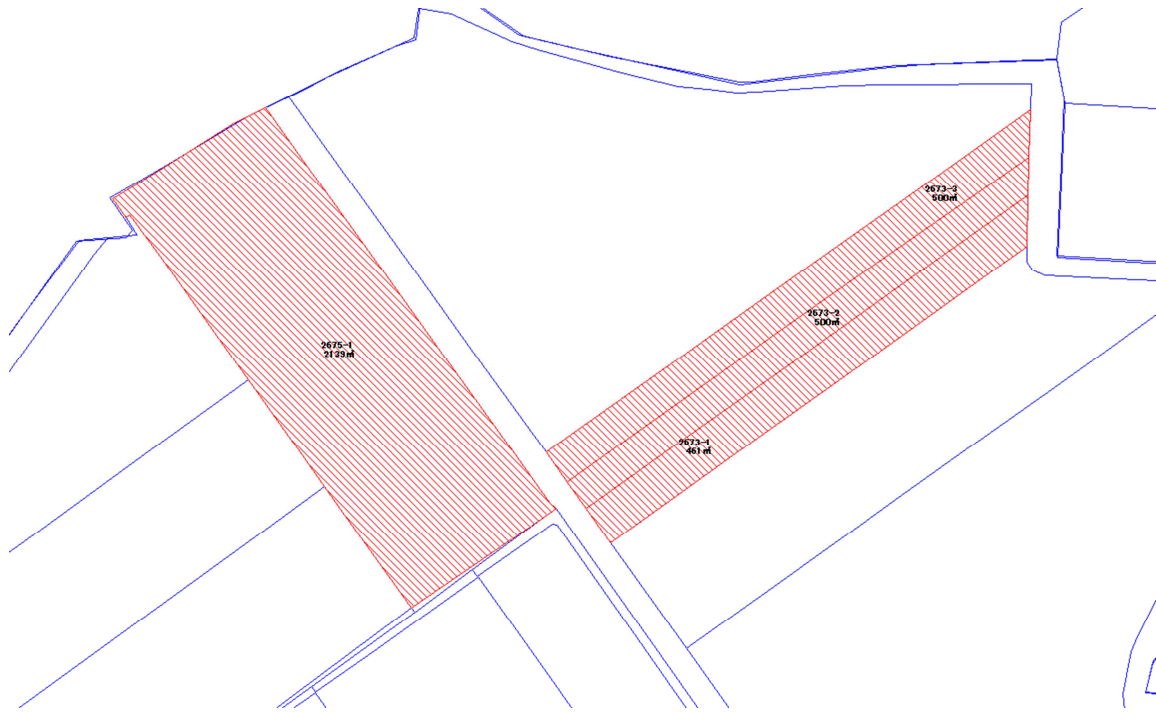
12 問合せ先

郵便番号 899-7305
鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地
大崎町役場総務課管財係
電話番号 099-476-1111（内線 216）

Ⅲ 物件調書

物件名称	【土地】R5 - 1
区分	土地
最低売買価格	201,600 円
財産の表示	<ul style="list-style-type: none">・大崎町永吉馬場園 2675-1 地目：畑 地籍：2,139.00 m²・大崎町永吉馬場園 2673-1 地目：畑 地籍：461.00 m²・大崎町永吉馬場園 2673-2 地目：畑 地籍：500.00 m²・大崎町永吉馬場園 2673-3 地目：畑 地籍：500.00 m² <p style="text-align: center;">合計 4 筆 地籍合計 3,600.00 m²</p>
公法上の規制	・農振農用区域
管理・使用状況等	・除草程度の管理を町が行っているが耕作等を行っていない
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・農地のため、農業委員会の発行する買受適格証明書が必要です。また、証明書の発行には、令和6年1月末日までに大崎町農業委員会に申請が必要となります。・物件の状況は、令和5年11月時点のもので、現況が変動している場合があります。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・財産の表示に記載した4筆全てを1件の公売財産とします。個別での公売は行いません。・公売財産は現状渡しです。町は公売財産に係る契約不適合責任を負いません。

地籍図



航空写真



IV 入札に係る留意事項

様式1 申込兼誓約書

申込日は、実施要領に記載されている申込期限以降のものは無効となります。

申込者の印鑑は、認め印でも可能です。

共有名義で参加する場合は、住所、氏名及び連絡先の行を追加し、各名義人連名により記入の上、それぞれの印鑑（認め印でも可能）を押印してください。

様式2 委任状

入札の代理人として受任された方の住所及び氏名を記入してください。

日付は、物件購入を希望される入札者から代理人へ依頼された日付を記入してください。

使用する印鑑は、入札者及び代理人とも、認印でかまいません。

委任状については、封筒への封入はせず、そのまま入札会場受付で提出してください。

様式3 入札保証金納付書

納付方法について、「現金」又は「その他」を○で囲ってください。

証券等の記載は、原本からの記載誤りのないようお願いいたします。切取線に沿って、切り離し、以下の流れで受渡しを行います。

①納付書部分は、入札保証金の納付時に、町が受け取ります。

②領収書部分は、入札保証金の領収時に、納入に渡します。

③還付請求書部分は、入札保証金の領収時に一旦納入に渡し、入札保証金の還付請求時に町が受け取ります。

様式4-1 本人入札書及び様式4-2 代理入用入札書

申込者の印鑑は、申込兼誓約書で押印された印鑑を使用してください。

入札事項欄は、実施要領に記載された物件番号とその内容を記入してください。

入札書は、封筒に封入し、封印の上、入札時に入札執行者の指示に従って提出してください。